

## 第2回成年後見制度利用促進体制整備検討会議内の 委員意見に対する市の考え方

No	意 見	市(市社協)の考え方
1	市民総務室にて法律相談があった場合、どのように問題が解決され、また相談終了後どのようなフォローをされているのか。	法律相談は、本人や御家族等が弁護士に相談し双方で解決を目指すものであるため、相談後のフォローは特に行っていません。 ただし、状況に応じて、相談者の申出により相談後に関係機関につなぐことはあります。
2	今後の成年後見制度の利用促進体制を検討するに当たり、当事者の意見を聞いた方がなお良いのではないか。	吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置要領第6条に基づき、関係者として、吹田コスモスの会、認知症当事者の会から当事者の方に出席していただき、意見を聞く機会を設定します。